

こうけんでこうけん 後見DE貢献[®]

～IKUKOのつぶやき～



2022年10月1日

発行所

オールフォーワングループ

国松司法書士法人司法書士法人

行政書士 国松偉公子事務所

オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目22番2号

ゼルコバビル4階

TEL0423000255 fax0423000256

office@kunimatu.jp

夏の疲れがどっとくる、そしてあつという間に秋が深まり季節の移ろいのスピードについていけない、気がついたら年末！ということにならないよう、気を引き締めて生活したいと思う今日この頃、皆さまはいかがお過ごしでしょうか。

今回生活保護を取り上げていますが、後見人等をしていると必ず経験しなければならないことがあります。それはご本人の死です。先日知的障害で長年私が後見人としてお支えしてきた方が亡くなりました。当事務所のスタッフやグループホーム、通っていた作業所の方々、サービス提供に関わってくださったの方々、その他沢山の関係者に支えられて生きておられました。一人一人を見放さないで楽しく生活出来るようにお支えすることって、本当にすごいことだと思っています。ご本人には有り余るほどの資産があり、全ての課題をお金で解決できるならどんなに良いだろうと思うほどでした。

さて生活保護を受けなければ生活できないほど資産も収入も少ない、という方のサポートもしています。与えられた条件と受けられるサービス、全てを擦り合わせて知恵を絞って、最適解を導き出します。先ほどの故人の例と比べると境遇は結構似ていて、最初は在宅での一人暮らしから始まっています。施設に入るところが大きな転換ポイントです。

資産は有り余るほどであっても、少なすぎて困るくらいでも、ご本人たちはそんなことは全くお構いなしにとっても楽しそうにマイペースで暮らしている・・・そんな様子を目の当たりにすると、専門職後見人は「ビジネスではなく、ミッションである」とはっきり言えるのかもしれない。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

成年後見制度については、一般的に十分理解された仕組みとは言えないところがまだまだたくさんあります。「名前は聞いたことはあるけれどよく分からない」「お金が掛かるから財産がないと使えないのでは？」という不安の声を実際に耳にすることがあります。では、**成年被後見人等(被保佐人、被補助人も含む)の経済的要件が厳しい場合は・・・**どのような対処方法があるのでしょうか。

成年後見制度には、大きくは次の「2つ」の費用がかかります。

①申立手続きにかかる費用→1回限り

②成年後見人に対する報酬→継続的なもの

こちらについては、一定の条件に当てはまる方への報酬助成制度を各自治体などが(全ての自治体ではありません)行っている事例があります。

※以下事例は国立市より、国立市長が申立人となり後見人等が選任された被後見人等であり、下記2つの要件のどちらも満たす方

【住所要件 次のいずれかに該当する方】

1. **市内に住所を有する方**(ただし、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療広域連合の住所特例、生活保護、中国残留邦人等による給付の決定機関(以下、「保険者等」という)のいずれかが国立市以外の市区町村である方を除く)

2. **市外の施設等への入所、入居に伴って転出した方で、保険者等のいずれかが国立市である方**

【経済的要件 次のいずれかに該当する方】

1. 生活保護を受けている方

2. 中国残留邦人等支援法による給付を受けている方

3. 市町村民税非課税世帯に属する方であって、本人の属する世帯の試算の合計額から助成額の年額を控除して得た額が50万以下となる方

4. **※境界層に該当する方**

5. その他報酬費用を負担することが困難であると市長が認める方

【助成の内容】

家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した成年後見人等に対する報酬金額が対象となります。

◎助成金の上限は・・・★施設入所している方 月額10,000円

★上記以外の方 月額20,000円 **※ただし、家庭裁判所の決定額を上限とします**



IKUKO

★LINE公式
アカウント★

@965ehhek



ぜひ友達登録を
お願いします
(≧▽≦)～!!

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



★こんな時どうす
ればいいのか?解決
のヒントが!★

※境界層とは? →分かりやすく言うと生活保護の一手手前に居ること

境界層制度とは、簡単に言えば、生活保護の申請をして認められなかった利用者の介護施設への各種支払いを減額するというものです。この境界層制度は、こうした支払いによって、利用者が生活保護を受ける経済水準から脱することを目的としています。そして、正式にこの制度の適用が認められると、境界層該当措置証明書というものが発行されます。

つまり、境界層制度は介護施設利用料の自己負担を減らす制度といえます。